

平成28年度 第3回 長野県道路メンテナンス会議

日時：平成29年2月28日（火）

14:00 ~ 15:30

場所：長野市生涯学習センター
大学習室2・3

議事次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- (1) これまでの動き
- (2) 平成28年度点検実施状況について
- (3) 平成28年度修繕実施状況について
- (4) 平成29年度以降の点検予定について
- (5) 平成28年度点検結果について
- (6) 平成28年度の判定区分IVリストについて
- (7) 平成27年度の判定区分IVの措置状況について
- (8) 平成28年度の取り組み状況について
- (9) 各地で道路メンテナンスを進める取り組み
- (10) 道路メンテナンスに関する地公体アンケート結果

4. 閉会

長野県道路メンテナンス会議規約

(会議の名称)

第1条 本会は、「長野県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(会議の目的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、長野県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(会議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(会議の組織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、長野県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には会長及び副会長を4名置くものとし会長は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長、副会長は国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長、長野県建設部道路管理課長、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所長、中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の代表者からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
6. 個別課題等についての検討・調整を行うため地区会議を置くこととし構成は「別表-3以下」のとおりとする。
7. 道路構造物等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所及び国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 会議における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(地区会議)

第6条 地区会議は、地区会議会長の招集により開催するものとする。

2. この地区会議の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

(事務局)

第7条 会議の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所、長野県建設部道路管理課、東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所及び中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンターに置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年 5月 28日から施行する。

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省関東地方整備局	長野国道事務所長
副会長	国土交通省中部地方整備局	飯田国道事務所長
副会長	長野県建設部	道路管理課長
副会長	東日本高速道路株式会社関東支社	長野管理事務所長
	東日本高速道路株式会社関東支社	佐久管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
副会長	中日本高速道路株式会社八王子支社	松本保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社名古屋支社	飯田保全・サービスセンター所長
	小諸市	建設課長
	佐久市	土木課長
	小海町	産業建設課長
	佐久穂町	建設課長
	軽井沢町	建設課長
	御代田町	建設水道課長
	立科町	建設課長
	川上村	産業建設課長
	南牧村	振興課長
	北相木村	経済建設課長
	上田市	土木課長
	東御市	建設課長
	長和町	建設水道課長
	青木村	建設産業課長
	岡谷市	土木課長
	諏訪市	建設課長
	茅野市	建設課長
	下諏訪町	建設水道課長
	富士見町	建設課長
	原村	建設水道課長
	伊那市	建設課長
	駒ヶ根市	都市整備課長
	辰野町	建設課長
	箕輪町	建設課長
	飯島町	建設水道課長
	南箕輪村	建設水道課長
	中川村	建設水道課長
	宮田村	建設課長
	飯田市	土木課長
	松川町	建設課長

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
	高森町	建設課長
	阿南町	建設環境課長
	阿智村	建設農林課長
	平谷村	産業建設課長
	根羽村	振興課長
	下條村	振興課長
	壳木村	産業課長
	天龍村	建設課長
	泰阜村	振興課長
	喬木村	建設課長
	豊丘村	産業建設課長
	大鹿村	産業建設課長
	上松町	建設水道課長
	南木曽町	建設環境課長
	木曽町	建設水道課長
	木祖村	建設水道課長
	王滝村	経済産業課長
	大桑村	建設水道課長
	松本市	維持課長
	塩尻市	建設課長
	麻績村	振興課長
	生坂村	振興課長
	山形村	建設水道課長
	朝日村	産業振興課長
	筑北村	建設課長
	安曇野市	建設課長
	大町市	建設課長
	池田町	建設水道課長
	松川村	建設水道課長
	白馬村	建設課長
	小谷村	建設水道課長
	千曲市	建設課長
	坂城町	建設課長
	須坂市	道路河川課長
	小布施町	建設水道課長
	高山村	建設水道課長
	長野市	維持課長
	信濃町	建設水道課長
	飯綱町	建設水道課長

長野県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
	小川村	建設経済課長
	中野市	道路河川課長
	飯山市	道路河川課長
	山ノ内町	建設水道課長
	木島平村	建設課長
	野沢温泉村	建設水道課長
	栄村	産業建設課長
	長野県建設部佐久建設事務所	整備課長
	長野県建設部上田建設事務所	整備課長
	長野県建設部諏訪建設事務所	整備課長
	長野県建設部伊那建設事務所	整備課長
	長野県建設部飯田建設事務所	整備課長
	長野県建設部木曽建設事務所	整備課長
	長野県建設部松本建設事務所	計画調査課長
	長野県建設部安曇野建設事務所	整備課長
	長野県建設部大町建設事務所	整備課長
	長野県建設部千曲建設事務所	整備課長
	長野県建設部須坂建設事務所	企画幹兼整備課長
	長野県建設部長野建設事務所	計画調査課長
	長野県建設部北信建設事務所	整備課長
	長野県道路公社	管理課長
	公益財団法人長野県建設技術センター	技術専門幹
	上伊那広域連合	土木振興課長
	下伊那郡土木技術センター組合	業務課長
	木曽広域連合	建設課長
	北アルプス広域連合	次長兼総務課長
	長野建設事務協議会	次長
オブザーバー	国土交通省関東地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省関東地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省関東地方整備局	関東技術事務所長
事務局	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所 計画課・管理第二課	
	国土交通省中部地方整備局 飯田国道事務所 管理第二課	
	長野県建設部 道路管理課課	
	東日本高速道路株式会社関東支社 長野管理事務所	
	中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全・サービスセンター	

これまでの動き

これまでの動き

平成 26 年 4 月 14 日 社会資本整備審議会道路分科会建議
「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

平成 26 年 5 月 28 日 平成 26 年度第 1 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 26 年 6 月 25 日 定期点検要領を策定

- ・道路橋定期点検要領
- ・道路トンネル定期点検要領
- ・シット、大型カルバート等定期点検要領
- ・横断歩道橋定期点検要領
- ・門型標識等定期点検要領

平成 26 年 7 月 1 日 維持修繕に関する省令・告示施行

[国土交通省令]

- ・道路の維持又は修繕に関する技術的基準類
- [告示]
- ・トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

平成 26 年 9 月 26 日 長野県道路メンテナンス会議 第 1 回幹事会開催

平成 26 年 10 月 20 日 平成 26 年度第 2 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 26 年 12 月 25 日 平成 26 年度第 3 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 27 年 3 月 13 日 第 1 回長野県跨道橋連絡会議開催

平成 27 年 6 月 9 日 平成 27 年度第 1 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 27 年 8 月 25 日 平成 27 年度第 2 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 27 年 12 月 24 日 平成 27 年度第 3 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 28 年 7 月 14 日 平成 28 年度第 1 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 28 年 7 月 14 日 第 2 回長野県跨道橋連絡会議開催

平成 28 年 10 月 31 日 平成 28 年度第 2 回長野県道路メンテナンス会議開催

平成 29 年 1 月 26 日 第 1 回長野県道路鉄道連絡会議開催

<各構造物の平成28年度の点検実施状況>

道路施設	H28点検 計画数 (A)	H28点検 実施数 (B)	計画数と実施数との 差 (B-A)	点検実施率 B/A
橋梁	5,858	7,852	1,994	134.0 %
トンネル	90	105	15	116.7 %
道路附属物等	263	149	-114	56.7 %

- ・H28点検計画数（A）は、平成28年度第1回道路メンテナンス会議での公表値。
- ・H28点検実施数（B）は、平成28年度点検完了見込みも含まれています。
- ・数値は各道路管理者の管理施設数ベース。

<最優先で点検すべき橋梁の平成28年度の点検進捗状況>

道路施設	H28点検 計画数 (A)	H28点検 実施数 (B)	計画数と実施数と の差 (B-A)	点検実施率 B/A
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	143	152	9	106.3 %
跨線橋 (歩道橋含む)	101	92	-9	91.1 %
緊急輸送道路を 構成する橋梁	1,036	1,264	228	122.0 %

- ・H28点検計画数 (A) は、平成28年度第1回道路メンテナンス会議での公表値。
- ・H28点検実施数 (B) は、平成28年度点検完了見込みも含まれています。
- ・数値は各道路管理者の管理施設数ベース。

長野県の平成28年度修繕実施状況

資料2-1

＜各構造物の平成28年度の修繕進捗状況＞

道路施設	H28修繕 当初計画数 (A)	H28修繕 実施数 (B)	計画数と実施数 との差 (B-A)	修繕実施率 B/A
橋梁	45	56	11	124.4%
トンネル	11	9	-2	81.8%
道路附属物等	2	0	-2	0.0%

- ・H28修繕実施数（B）には、平成28年度修繕完了見込みも含まれています。
- ・数値は各道路管理者の管理施設数ベース。

■ 塩沢橋の損傷概要

- H26年度の点検結果において、経年劣化の影響により発生したと思われる伸縮装置の遊間異常や沓座への漏水、前後の路面との段差異常及び床版の土砂化による路面の段差異常が確認された。

■ 塩沢橋の諸元

橋長	100.0 m	支間長	31.5+36.0+31.5	
幅員	16.4 m	有効幅員	15.5 m	塗装 H22
竣工年	1989 年(H1, 経過年数28年)			適用示方書 S55
交通量	14,328	大型混入率	18.6 %	
橋梁形式		上部:鋼鈑桁 下部:逆T式橋台・橋脚		



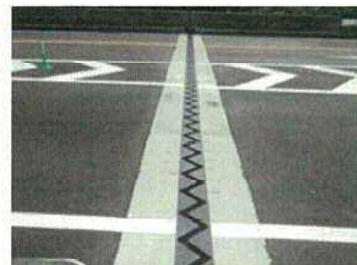
■ 修繕工事の内容

- 伸縮継手工を実施。
- 床版の部分打換を実施。

伸縮継手工



施工前



施工後

床版打換工



コンクリート撤去前



コンクリート撤去後

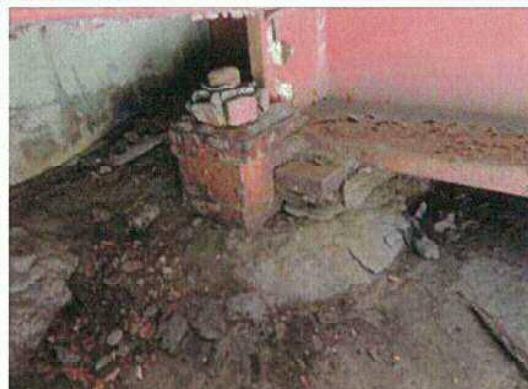


施工後

※この補修事例はあくまで参考事例であり、必ずしも記載されている補修工法がどの橋梁にもそのまま適用できるものではありません。

■くろゆり橋の損傷概要

- 平成26年度の点検結果において、経年劣化に加えて、支承部のソールプレートの腐食による著しい機能障害が確認された。



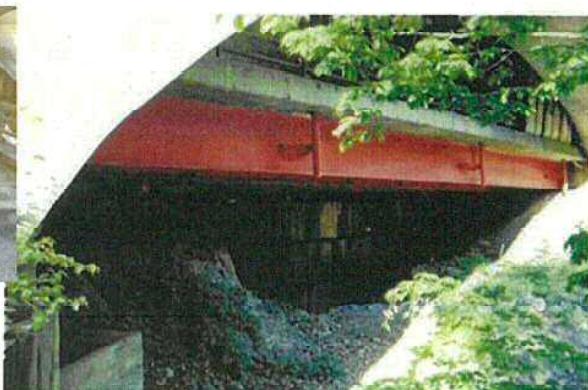
■修繕工事の内容

- 全体構造への影響が懸念されるため、支承の交換を実施。
- 予防保全の観点から、橋面防水、伸縮装置の非排水化、桁の再塗装等を併せて実施。



■くろゆり橋の諸元

橋長	24.6 m	支間長	24.00 × 1	
幅員	6.5 m	有効幅員	6.5 m	塗装仕様 —
竣工年	1968年(S43.経過年数48年)			適用示方書 S39
交通量	6,838 /日	大型混入率	15.2 %	(昼間12h時間)
橋梁形式		上部:活荷重合成桁 下部:逆T式橋台		



※この補修事例はあくまで参考事例であり、必ずしも記載されている補修工法がどの橋梁にもそのまま適用できるものではありません。

山ノ内町の修繕事例(渋湯橋)

資料2－4

■渋湯橋の損傷概要

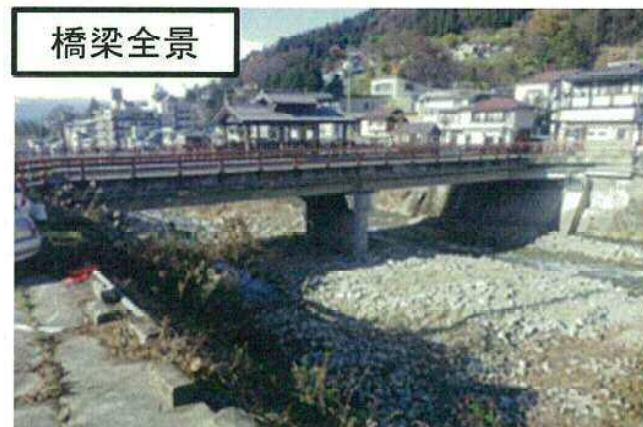
- ・H26年度の点検結果において、主に経年劣化の影響により発生したと思われる主桁・床板の表面脆弱化、下部構造の欠損、支承の鏽の進行が確認された。



■渋湯橋の諸元

橋長	36.0 m	支間長	18.0×2
幅員	9.9 m	有効幅員	6.0 m
竣工年	1965年(S40, 経過年数52年)	適用示方書	S39
交通量	300	大型混入率	不明
橋梁形式	上部:2径間単純RCT桁橋(2連) 下部:重力式橋台		

橋梁全景



■修繕工事の内容

- ・主桁・床板・下部構造の補修、支承の交換を実施。また落橋防止装置を新たに設置した。



※この補修事例はあくまで参考事例であり、必ずしも記載されている補修工法がどの橋梁にもそのまま適用できるものではありません。

<各構造物の平成29年度以降の点検予定>

道路施設	管理施設数 (A)	H26～H28 点検実施数 (B)	H29点検予定	H30点検予定	備考
橋梁	22,557	13,895	5,683	2,979	
トンネル	397	166	108	123	
道路附属物等	929	288	316	325	

- ・H28点検実施数（B）は、平成28年度点検完了見込みも含まれています。
- ・数値は各道路管理者の管理施設数ベース。

<最優先で点検すべき橋梁の平成29年度以降の点検進捗状況>

道路施設	管理施設数 (A)	H26～H28 点検実施数 (B)	H29点検予定	H30点検予定	備考
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	458	278	123	57	
跨線橋 (歩道橋含む)	282	142	82	58	
緊急輸送道路を 構成する橋梁	3061	2136	556	369	

- ・H28点検実施数 (B) は、平成28年度点検完了見込みも含まれています。
- ・数値は各道路管理者の管理施設数ベース。

長野県のH28点検結果(速報値)

資料 4－1

- 長野県の橋梁の点検結果（速報値）は、判定区分IV（緊急に措置を講ずべき状態）が4橋（0.05%）あり、また、判定区分III（早期に措置を講ずべき状態）は285橋（3.6%）、さらに、判定区分II（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は884橋（11.3%）

<平成28年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				
			I	II	III	IV	診断中
国土交通省	819	200	0	0	0	0	200
高速道路会社	705	196	0	2	0	0	194
長野県 (公社含む)	3,853	1,585	0	41	41	0	1,503
市区町村	17,180	5,871	538	841	244	4	4,244
合計	22,557	7,852	538	884	285	4	6,141

※ H29.2月1日時点

<判定区分表>

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

長野県のH28点検結果(速報値)

資料4－2

- 長野県のトンネルの点検結果（速報値）は、判定区分IV（緊急に措置を講ずべき状態）が0本（0%）あり、また、判定区分III（早期に措置を講ずべき状態）は19本（18.1%）、さらに、判定区分II（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は21本（20.0%）

<平成28年度管理者別点検結果（道路トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳					診断中
			I	II	III	IV		
国土交通省	28	10	0	1	3	0	6	
高速道路会社	75	18	0	0	0	0	18	
長野県 (公社含む)	199	70	0	17	13	0	40	
市区町村	95	7	1	3	3	0	0	
合計	397	105	1	21	19	0	64	

※ H29.2月1日時点

長野県のH28点検結果(速報値)

資料4－3

- 長野県の道路附属物等の点検結果（速報値）は、判定区分IV（緊急に措置を講すべき状態）が0施設（0%）あり、また、判定区分III（早期に措置を講すべき状態）は0施設（0%）、さらに、判定区分II（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は7施設（4.7%）

<平成28年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳					診断中
			I	II	III	IV		
国土交通省	230	65	2	7	0	0	56	
高速道路会社	277	62	0	0	0	0	62	
長野県 (公社含む)	300	9	0	0	0	0	9	
市区町村	122	13	0	0	0	0	13	
合計	929	149	2	7	0	0	140	

※ H29.2月1日時点

平成28年度点検の判定区分IVの構造物リスト

- 判定区分IVの施設は、通行止め又は重量制限の緊急措置を実施。

<判定区分IVのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的な内容
長野県 安曇野市	木下線1号橋	市道明科5085号線	1970	主桁、補強材の腐食・破断・変形【通行止め】
長野県 安曇野市	矢下沢5号橋	市道明科5143号線	1975	床版、舗装の腐食、抜け落ち【通行止め】
長野県 信濃町	下山桑橋	町道下山桑線	1960	下部構造の沈下・移動・傾斜【通行止め】
長野県 信濃町	石橋2号橋	町道石橋稻付線	1973	主桁のひびわれ【重量制限(5t)】

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

平成27年度の判定区分IVの構造物リストの今後の予定(長野県)

資料 6

- 平成27年度の判定区分IVの施設は1施設あり、平成28年1月に補修工事(沓座取替工)が完了している。

<判定区分IVのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的な内容	今後の予定
長野県	小大野川橋	県道乗鞍岳線	1968	○主桁・横桁に腐食が発生している。 ○床板に漏水・遊離石灰が発生している。 ○下部構造に鉄筋腐食による剥離が発生し、鉄筋が露出している。 ○支承部に鉄筋腐食による剥離が発生し、鉄筋が露出しており、機能を果たしていない。 ○A1支承の機能障害は、このまま放置した場合、落橋の危険性がある為、早急な補修が必要。	今後も継続し判定III部材の補修工事を実施し、平成30年度に完了予定。

※予算措置状況等によって今後変わりうる

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

直営点検

長野県内では道路メンテナンス会議を設置以降、現在までに国、県、全市町村で職員による直営点検を実施しました。

対象橋梁：構造形式が単純な橋梁



取り組み成果

- 職員の技術力向上（隣接する自治体や県建設事務所との連携含む）
- 軽微な損傷対応の迅速化
- 過年度点検の不備の発見
- コスト縮減
- 点検実施率の向上

課題

- 小規模橋梁でも時間を要するため、効率化に向けた検討。
- 点検職員の確保
- 技術の伝承体制の構築（職員の異動に伴う対応）

「長野県道路メンテナンス会議」橋梁点検講習会

◆ 講習会の目的

道路の老朽化対策の本格実施に向けて、地方公共団体の職員を対象に、点検に関する法令、技術基準の体系等に関する講習を行うとともに、現地にて点検、記録の実習を行い、研修参加者の技術向上を図ること。

◆ 講習会の概要

実施日： 平成28年11月22日（火）

場 所： 【講義】 長野県社会福祉総合センター
【現場実習】長野大橋（国道18号）

参加者： 長野県内の各自治体・関係機関の計29機関（13市
5町3村、県8機関） 56名

◆ 講義の主な内容(約120分間)

1. 点検に関する法令

（法律）道路法、（政令）道路法施行令、
（省令）道路法施行規則、（告示）、（通達）・・・など

2. 技術基準の体系

道路橋点検要領

健全性の診断結果の分類に関する告示

定期点検の必須項目

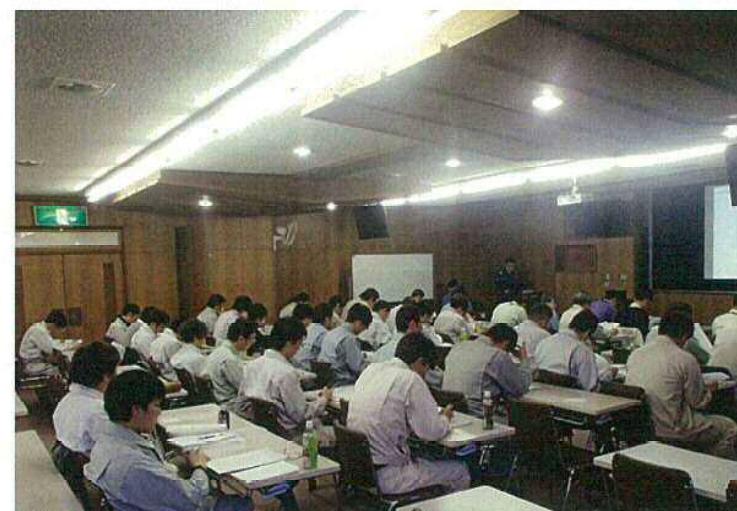
- ①必要な知識と技能を有するものによること
- ②5年に1度の頻度で行われること
- ③近接目視によること
- ④健全性の診断を行うこと

定期点検の計画・方法・記録など

3. 橋の構造と基本

材料、構造、歴史、形式、各部名称など

◆ 点検講習会の状況①(講義)



平成28年度の課題に対する取り組み（橋梁点検講習会）

◆ 現場実習の主な内容(約120分間)

実際に橋梁の模擬点検を行う。（損傷の記録および推定）

【実施した主な項目】

- ① 点検方法および記録の仕方について、班に分かれ10テーマの実習を実施
- ② 支承部（排水管や耐震装置等付属品も併せて）の近接目視および点検ハンマーを用いたゆるみ有無の確認
- ③ 床版や主桁の近接および遠望目視による損傷状況の確認
- ④ 足場および高所作業車を利用した近接目視による、床版ひびわれや漏水・遊離石灰等の損傷程度の確認併せて、主桁損傷の発生しやすい箇所の確認
- ⑤ 車両の繰り返し荷重等の影響で、疲労により発生する亀裂損傷の確認試験である「磁粉探傷試験」の見学



◆点検講習会の状況②(現場実習)



平成28年度の課題に対する取り組み（学生を対象とした橋梁点検学習会）

「学生を対象とした橋梁点検学習会」(平成28年11月22日)

◆ 学習会の目的

○道路施設を適正に維持管理するうえでの課題となっている老朽化対策として、道路管理者が実施している定期点検、補修工事の状況を間近に見ることにより、将来の土木技術者を目指す学生に、その重要性を学習していただくことを目的に見学会を開催。



◆ 橋梁概要

- ・国道 18 号 長野大橋（長野市青木島綱島地先）
- ・橋梁形式：連続鋼箱桁橋（2径間 + 3径間 + 2径間）
- ・橋 長：500.3m
- ・架設年次：1969年（昭和44年）

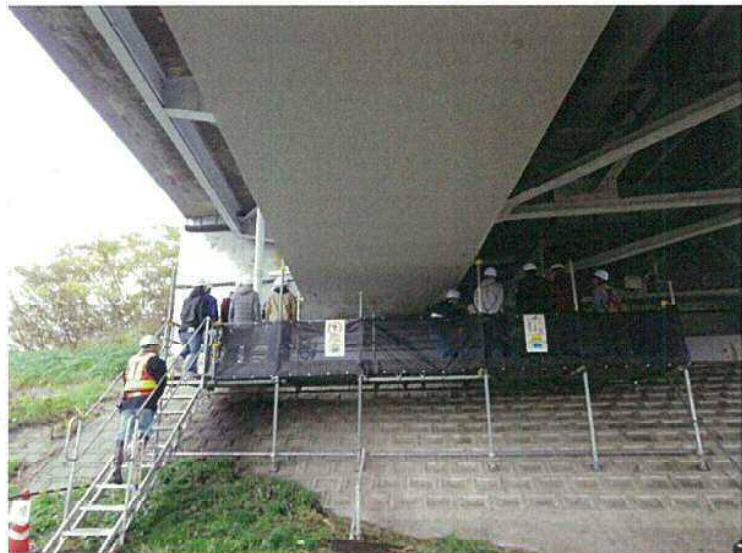


◆ 参加者

- ・学 生 : 46名
- ・大学院生等 : 3名
- ・先 生 : 2名

平成28年度の課題に対する取り組み（学生を対象とした橋梁点検学習会）

◆ 学習会の様子



パネル展示

対象：県民、その他

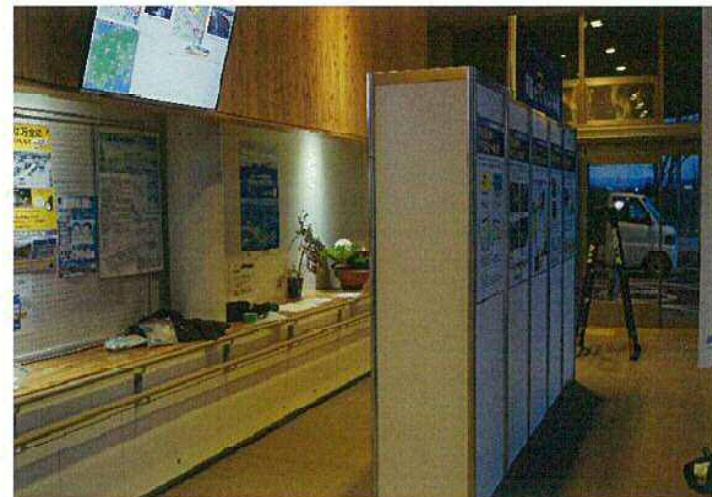
開催日：平成28年8月28日～平成29年2月28日

目的：高度経済成長期に集中的に整備された道路橋などの施設の老朽化の現状と対策の取り組みについて、長野県民に広くお知らせする目的の為

展示場所：県内5箇所 千曲市ふれあい広場(1日間)、松本駅自由通路(8日間)、道と川の駅上田(8日間)、道の駅しなの(18日間)、長野駅MIDORIりんご広場(8日間) 延べ日数43日展示



千曲市ふれあい広場



上田道と川の駅

地域一括発注の進捗状況(長野県)

資料7-4

- 市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を長野県建設技術センター、広域連合等が受委託することで、地域一括発注を実施

<地域一括発注による平成28年度の点検計画>

【平成28年度の点検実績】

37市町村と受託契約を締結。 橋梁約1,830橋の点検診断を実施見込み

【平成29年度の点検計画】

38市町村と受託契約を予定。 橋梁約2,100橋、トンネル1基、シェッド1基 } の点検診断を計画
カルバート1基、横断歩道橋1基 }

【イメージ図】

- ・市町村のニーズを踏まえ、
地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・長野県建設技術センター、広域連合等にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



各地で道路メンテナンスを進める取り組み

資料 8

- 平成26年度から道路施設の老朽化対策が本格実施されたことを受け、国・地方公共団体が実施している取り組みの好事例を紹介する。

取り組み一覧

項目	取り組み内容	実施主体	備考
1. 技術力向上、点検促進の取り組み (研修、講習会)	○点検の質向上に関する技術支援	埼玉県	① 参照
	○橋梁の点検診断に対する技術支援	埼玉県	② 参照
2. コスト縮減、創意工夫 (直営点検、技術開発など)	○直営点検の実施	関東地整管内	③ 参照
	○直営点検の自主的な取り組み	長野県	④ 参照
	○直営点検の成果と課題	関東地整管内	⑤ 参照
3. メンテナンスの必要性を伝える活動 (学習会、講演会、地域一体型、パネル展)	○橋梁点検学習会	群馬県	⑥ 参照
4. 多様主体との連携 (大学、市民、OBなど)	○市民との協働	相模原市	⑦ 参照

〈参考〉

1. 技術力向上、点検促進の取り組み (研修、講習会)	①点検・診断等の支援	島根県	⑧ 参照
	②主な橋梁の診断結果に対する学識経験者への合同意見聴取	山形県	⑨ 参照
	③地公体のニーズによる講習会の開催	岐阜県	⑩ 参照
3. メンテナンスの必要性を伝える活動 (学習会、講演会、地域一体型、パネル展)	①橋梁見学会	岩手県	⑪ 参照

1. 技術力の向上(点検の質向上に関する技術支援)(埼玉県)

①

- 埼玉県では平成28年度に市町村が管理する橋梁を対象とした技術講習会(橋梁点検)を複数回開催
- 県内複数箇所で開催するため、少人数での受講となり理解度が高まる
- 受講の機会が増し、参加者が増加

■平成28年度の進め方

- ① 時期：平成28年10月中
- ② 場所：市町村が管理する4橋梁
 - ※埼玉県内の市町村を4グループに分けて、それぞれ1橋梁を抽出
 - ※都合が付かない場合は、グループ外の橋梁点検への参加も可とする。
- ③ 内容：座学（橋梁点検に必要な知識（点検記録方法、診断・判定の考え方）・・・午前中
現場実習（橋梁点検）・・・午後
※座学は、最寄りの市町村等で実施。現場実習は、移動して実施
- ④ 参加者募集：平成28年9月中旬～下旬
- ⑤ 主催：埼玉県道路メンテナンス会議



技術講習会(橋梁点検)参加者数

開催地	参加地公体数	参加人数
越生町	16市町村	24名
鴻巣市	10市町村	18名
越谷市	15市町村	28名
本庄市	10市町村	21名
合計	51市町村	91名

・平成27年度は、1回開催し出席は30地公体、46名であった。

○埼玉県内の市町村4グループの中から、各グループ毎に1橋梁を選抜し、現地講習会の開催地とする。
○実施対象橋梁は、①鴻巣市、②越生町、③本庄市、④越谷市の平成28年度点検橋梁とする。

■メリット

- ・最寄りの技術講習会に参加することが可能となり、移動時間の負担が少ない。
- ・少人数での直営点検の実施により、参加者全てが体験可能となり、理解度が高まる。
- ・開催回数を増やすことにより、参加者の増が見込まれる。

H28第2回埼玉県道路メンテナンス会議資料より
大宮国道事務所 管理第二課 TEL048-699-1208

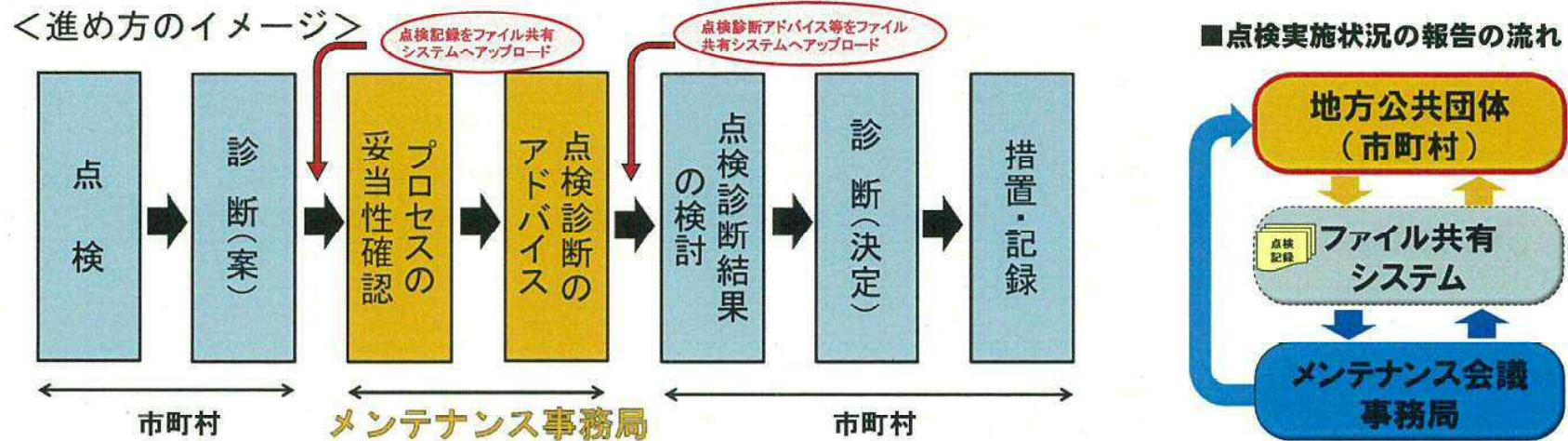


第1グループ さいたま・朝霞・北本県土整備事務所管内
第2グループ 川越・飯能・東松山県土整備事務所管内
第3グループ 稲城市・志木市・和光市
第4グループ 越谷・杉戸県土整備事務所管内

1. 技術力の向上(橋梁の点検診断に対する技術支援)(埼玉県)

2

- 埼玉県道路メンテナンス会議事務局では、市町村が実施する橋梁点検について、**点検診断プロセスの妥当性確認、点検診断のアドバイス**を行うことで**点検の質向上**を図る。
 - ファイル共有システムを使用する事で**作業を効率化**



■点検診断プロセスの妥当性確認(イメージ)

アドバイス(イメージ)

- ・架設されてから75年以上経過しているが、既往点検結果との比較の所見が見受けられない。
 - ・劣化原因と予測される所見又は、写真が明確でない。
 - ・安全性の観点から、劣化箇所の部材と、他の部材の因果関係について予測できない。
 - ・詳細調査が必要なのか判断できない所見となっている。

■点検診断のアドバイス(イメージ)

道路橋毎の健全性の診断(判定区分Ⅰ～Ⅳ)

点検時に記録

(判定区分) (所見等)

主析床版の鉄筋露出は、予防保全として状況に応じて補修するのが望ましい。

所見記載(案)のアドバイス(イメージ)

橋の主要部材である主析下面のコンクリートが広範囲にはく離・鉄筋露出しており、鉄筋も腐食していることから、構梁の耐荷力が低下していると推定される。これは、鉄筋の形状や骨材の状況から施工年が古いと考えられ、施工当時の品質によるものが原因の可能性が高い。また、周辺が農耕地のため、中型ダンプ等の重量が大きい商業自動車通行が多いと予想され、今後の主析損傷の進行のおそれがあると推測できる。

ポイント：「部材の働き」+「現状」+「原因」+「今後の推定」

2. コスト縮減、創意工夫(直営点検の実施)（関東地整管内）

(3)

- 地方公共団体による橋梁の直営点検が一部で行われている。
- 対象となる橋梁は、橋長15m未満の小規模な橋梁。
- 少ない人数でも多くの橋梁を点検している。



直営点検の主な実施状況

都県名	市区町村名	実施年	対象橋梁	点検者数	点検橋梁数
茨城県	那珂市	H27	橋長5m未満	3名	5橋
栃木県	栃木市	H28上	橋長10m以下	2名	107橋
	宇都宮市	H26 H27 H28	橋長10m以下	2名 3名 5名	52橋 100橋 150橋
群馬県	板倉町	H27	溝橋	3名	84橋
埼玉県	越谷市	H27	橋長15m未満	8名	101橋
千葉県	印西市	H26	小規模橋梁	2名程度	5橋
東京都	あさる野市	H27 H28	小規模橋梁	3名 3名	1橋 2橋
神奈川県	愛川町	H27	橋長5m以下	2名	12橋
長野県	上田市	H26 H27 H28	橋長10m以下	延べ28名 延べ21名	102橋 129橋 168橋
	千曲市	H26 H27	小規模橋梁		95橋

H28第2回各都県道路メンテナンス会議資料より

2. コスト縮減、創意工夫(直営点検の自主的な取組み)(長野県)

④

- 長野県山形村は、直営点検導入にあたり、長野県が主導して隣接する塩尻市と連携。市の実施する直営点検に同行し、技術力の向上を図った
- 技術系職員不在の長野県筑北村では、国交省主催の研修に積極的に参加し、長野県が主導して直営点検を実施

山形村と塩尻市の連携

概要

山形村が職員自らが行う直営点検を導入するため、塩尻市の協力のもと、塩尻市職員による橋梁点検に同行し、点検の技術力向上を図った。

点検橋梁 3橋
点検職員数 2名(塩尻市)、2名(山形村)
1名(長野県)

成果

- 村・市職員の技術力向上
- 自主点検予定橋梁数の大幅な増加
○橋—35橋 (山形村)
- 隣接する市村の連携強化

取り組み状況



山形村職員コメント

山形村では、全体で約60橋の点検を、経験の浅いメンバーで担当しなければならず、すべてを外注する予定がありました。

塩尻市さんの橋梁点検に同行させていただき、実際のスケールでの点検を確認し、1つ1つの段取りを踏んでいけば自分たちでもできるのではないかと感じることができました。一番不安に思っていた、細かい点検の動きや、現場での動きは実際に同行し初めて分かりました。

また、隣り合う市村で協力できる体制にある事に心強さを感じました。



塩尻市職員コメント

塩尻市では平成26年度から、跨線橋や跨道橋、点検車を必要とする橋梁を除き現在まで約130橋の橋梁定期点検を職員が自ら実施しております。

山形村では今年から自主点検を始めるとの話を聞きしており、本市の自主点検を参考にしていただき、現場での交流による情報交換の良い機会でもあることから、合同点検を実施しました。

当日は午後から、松本建設事務所1名、山形村2名、本市4名で、3橋の点検を実施しました。点検前に橋面清掃や草刈り、橋梁台帳の記録内容を確認し損傷原因や診るポイント、塩尻市流の経験で得た点検ノウハウを話ながら進めました。

山形村においては点検を通して、点検時の人員確保、必要知識の習得など幾つかの課題は残しつつも、何かしらヒントは得ていただけたのではないかと感じております。

今後もこのような交流を交え、相互の技術の研鑽に繋がればと思います。

筑北村の取り組み

概要

筑北村では、一部の橋梁について職員自らが行う直営点検を導入している。

技術職員がない中、国土交通省の研修に積極的に参加し、自ら直営点検を実施しコスト縮減を図っている。

村からの要請で県の技術職員も、点検に参加し技術交流を図る。

点検橋梁 3橋
点検職員数 2名(筑北村)、2名(長野県)

研修受講実績

- 関東地整主催
実践研修
道路構造物管理実務者(橋梁初級Ⅰ)
OH27 2名、H28 2名、計4名が受講



H28第2回長野県道路メンテナンス会議資料より

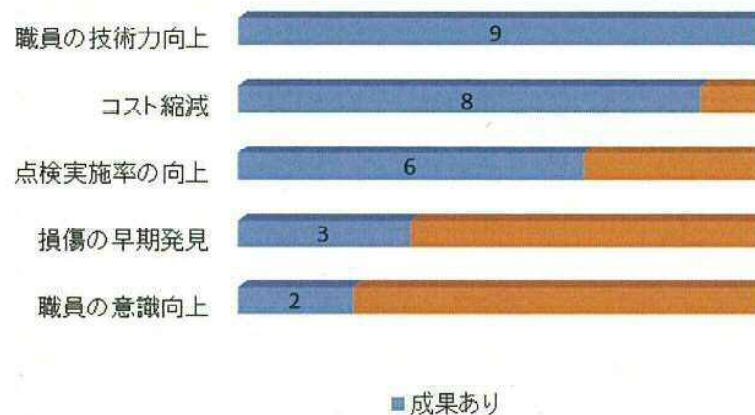
山形村 建設水道課 TEL0263-98-3111
塩尻市 建設課 TEL0263-52-1158
筑北村 建設課 TEL0263-66-2111

2. コスト縮減、創意工夫(直営点検の成果と課題)(関東地整管内)

(5)

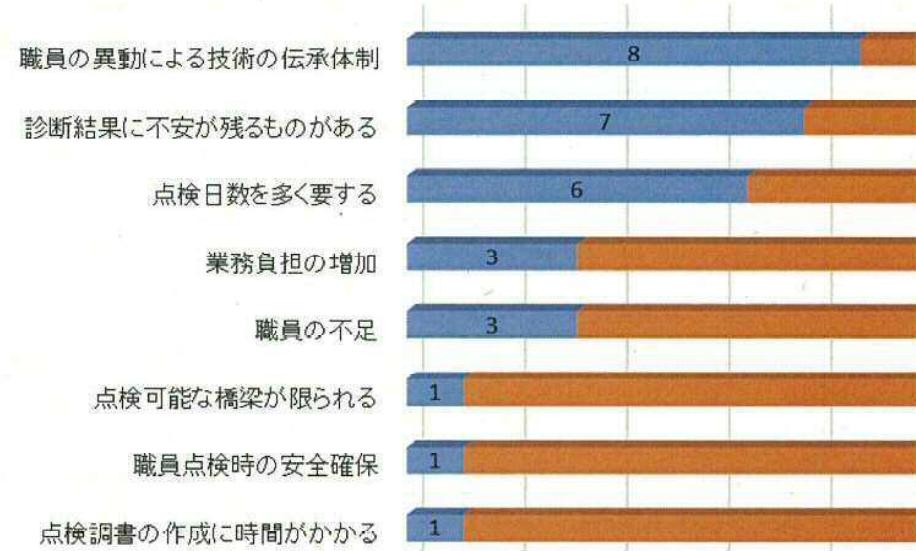
- 関東地整管内のH28第2回道路メンテナンス会議で発表された地方公共団体による直営点検の実施事例では次のような成果と課題が見られた。
- 成果としては「職員の技術力向上」、「コスト縮減」、「点検実施率の向上」が多くみられた。
- 課題としては「職員の異動による技術の伝承体制」、「診断結果に不安が残るものがある」、「点検日数を多く要する」を多くの地方公共団体が指摘している。

直営点検の成果



■成果あり

直営点検の課題



■課題あり

※)H28第2回道路メンテナンス会議で発表された、茨城県1市、栃木県2市、群馬県1町、埼玉県1市、東京都1市、神奈川県1町、長野県2市の合計9市町のとりまとめ

3. メンテナンスの必要性を伝える活動(橋梁点検学習会)(群馬県)

6

- 土木を専攻している大学生を対象とした橋梁点検学習会を開催。
 - 将来の土木技術者に高度な実務を体験してもらうことにより、メンテナンスの重要性を理解してもらう。

～ 大学生を対象とした橋梁点検学会の開催 ～

土木を専攻している学生を対象に、道路インフラの老朽化の現状や対策の必要性、維持・管理の大切さに気づいてもらうため、橋梁点検講習や実際の橋梁で点検作業が体験できる橋梁点検学習会を開催。

○日時：平成28年 9月20日(火)

○対象：前橋工科大学の学生(22名)

◎ 内容

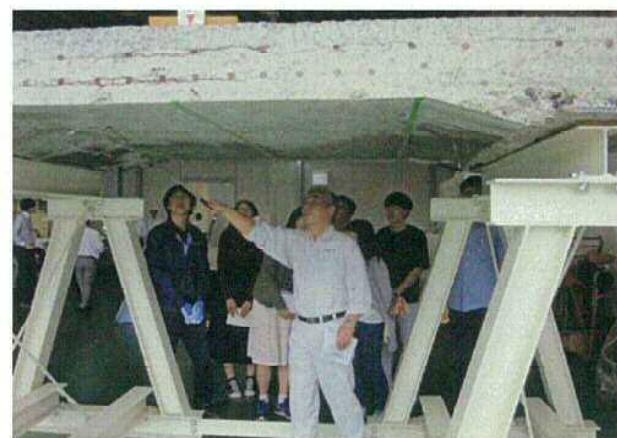
- (1)点検実習：点検に必要な知識を習得するための講習及び実習
(㈱ネクスコ東日本エンジニアリング(高崎市矢中町21-2))
(2)現場実習：直接現地で点検作業を体験する現場点検学習
(上佐野高架橋(国道17号(高崎市上佐野町)))

橋梁点検学習会後の主なアンケート結果

- 役立つ内容や参考となったものはありませんか。
 - 実際に使われていた橋梁断面の損傷を見ながらの打音の違い
 - コンクリートの点検方法や橋梁の疲労(ひび割れの長さと間隔で損傷を評価)ほか
 - 印象に残った内容はありましたか。
 - 磁力と鉄粉により、鉄の亀裂が浮き上がって鮮明となったこと。
 - 表面上見えていないコンクリート中の鉄筋の入り方を調査
 - アメリカでは老朽化が日本より早く訪れ橋梁が落ちたりしていること。ほか
 - 老朽化の現状や点検・措置の必要性についてどう感じましたか。
 - 全国に70万もの橋あり、図面すら無い橋があることに嘆息。これらの橋が落ち、人々が害を受ける前に点検補修をしなくてはならない。
 - 年々、老朽化する橋が増えしていくことが分かり、これからもっと点検や措置が必要。ほか
 - 老朽化対策について『自分ならどうする』というものはありませんか。
 - 効率かつ安全な点検として、ドローンなどの無人機や現場情報をタブレットで共有。
 - 老朽化が増えるとサンプルも増える。近似症例の対策紹介や最適化、老朽化部位予測。
 - 冬期に塩を散布する山間部のコンクリートは、化学物質に強いコンクリートを用いる。
 - 竣工時に写真を撮っておいて、その後定期的に写真を撮り劣化進行を確認。
 - 地域住民の方々に出来る簡単な点検は、日常的にやってもらう体制づくり。ほか
 - 疑問点や気づいた点、ご意見・ご感想をお願いします。
 - もう少しゆっくり見学したい。毎年やってほしい。
 - 点検措置はこれから必要なものだと感じた。このための技術、知識を学んでいきたい。ほか



上毛新聞 H28. 9. 21



実際に使われていた橋梁断面の損傷を見ながら打音の違いを確認

4. 多様主体との連携(市民との協働)(相模原市)

7

- 神奈川県相模原市では、スマホのGPS機能やアプリを利用した道路通報システムを市民に提供
- 市民と協働して道路施設の損傷状況を把握し重大災害を未然に防止


概要説明

「パッ！撮るん。」は、スマートフォンが持つカメラやGPSの機能を利用して、相模原市が管理する道路の破損状況をメールで通報していただくスマホアプリです。

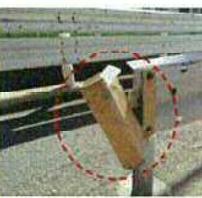
アプリのご利用には、ダウンロードが必要です。ダウンロードは無料でできます。
(ダウンロードに伴う通信費は、利用者のご負担となります)

● 道路に穴があいている（中央区富下からの通報）
職員により、補修を実施しました。




補修前 **補修後**

● ガードレールが壊れている（中央区矢部からの通報）
職員により、補修を実施しました。




補修前 **補修後**

● 主な取組み

平成28年8月 アプリケーション周知用ポスターを市内各所へ掲出依頼（消防団施設、私立保育園及び幼稚園、ドッグランストア等へポスターを送付）

平成28年8月～10月 市民とともに「パッ！撮るん。」を用いた道路安全点検を実施




ポスター掲出依頼（消防団施設） 道路安全点検（当麻）

● メディア掲載等

平成28年4月5日 相模原マイスタイル情報紙「ふらりと」に掲載

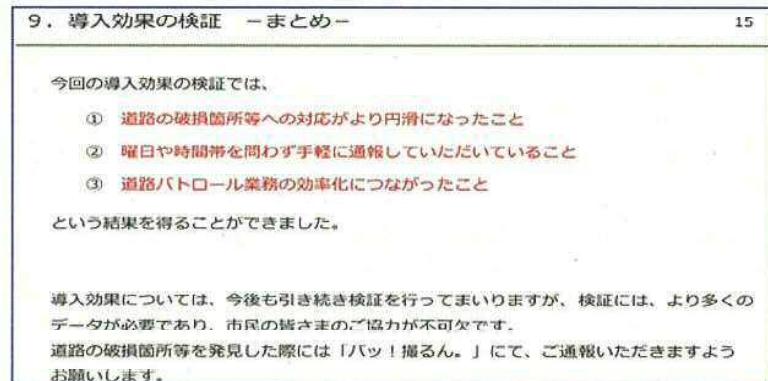
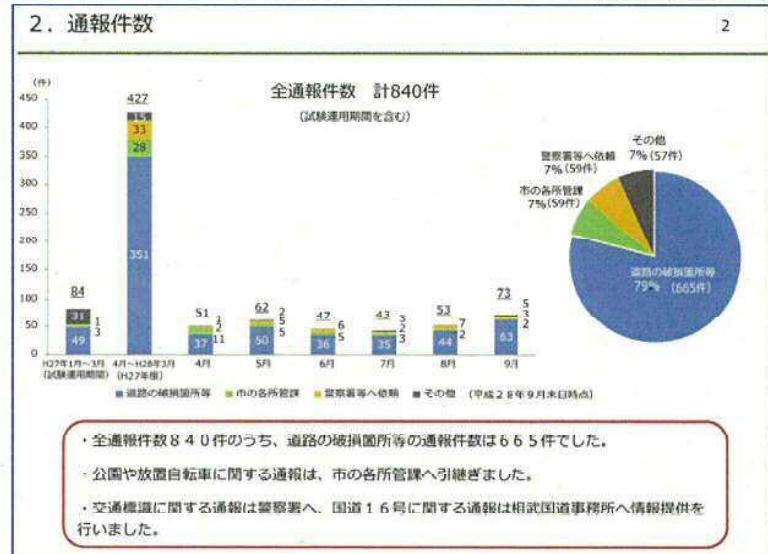
平成28年8月1日 FM HOT 839(エフエムさがみ)番組にて「パッ！撮るん。」のPR

● 広報活動の例：アプリケーション周知用ポスターの掲出





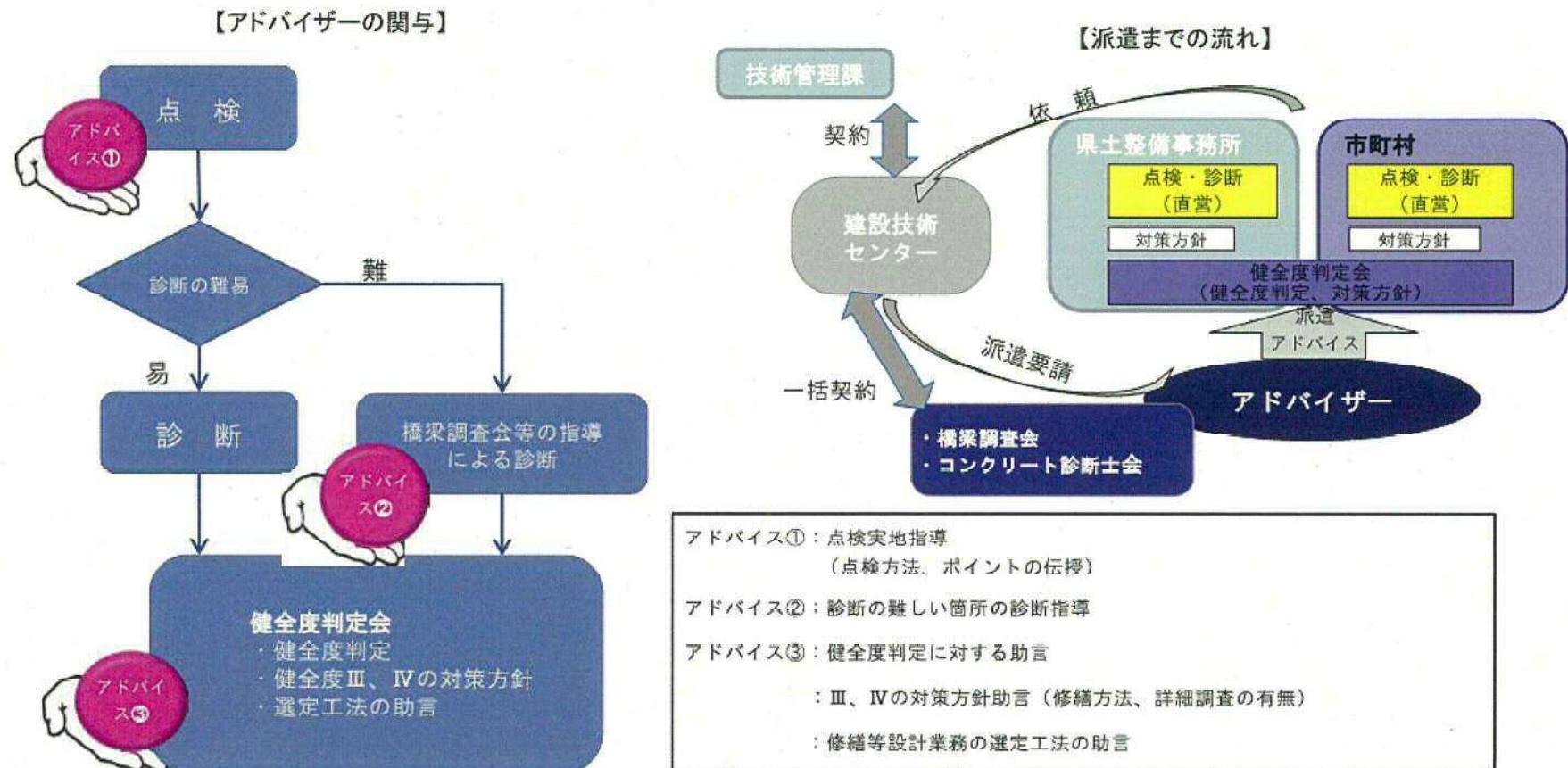
市の公共施設をはじめ、コンビニエンスストアやスーパー等にもポスターの掲出を依頼させていただきました。
ご協力いただき、誠にありがとうございました。



相模原市役所HP(パッ!撮るん)より抜粋
相模原市路政課
TEL 042-769-8359(路政班)、
042-769-9229(システム班)、
042-707-7050(維持管理班)

8

- 島根県では、県・市町村が直営点検を円滑に実施するうえで、職員の経験不足から損傷の見落としや診断のバラツキ、的確な修繕工法の選定が困難などの課題が存在することや、点検の診断結果が適正であるか判定する健全度判定会において、アドバイザーを招聘する仕組み(技術支援)が無いことから、「**点検・診断等アドバイザー制度**」を確立し、必要に応じて円滑にアドバイザーが派遣される制度を創設した。
- 島根県道路メンテナンス会議事務局が同席し、健全度判定や補修方法・規模、予算等をアドバイス。



※島根県道路メンテナンス会議事務局も上図の「アドバイス①、②、③」に同席し、健全度判定等のアドバイスを行う。

H28第1回島根県道路メンテナンス会議資料より
松江国道事務所 管理第二課 TEL (0852)60-1347

- 山形県では、県管理橋梁について、県庁職員、出先機関(総合支庁)職員、点検業者(地元コンサル)、診断業者(大手コンサル)による診断会議を出先機関ごとに実施。
- その後、**全県分について県庁担当者が学識経験者へ合同意見聴取を実施**。合同意見聴取の対象橋梁は、当該年度に点検を行った全橋ではなく、**県庁事務局が診断結果(代表的なもの、迷ったもの)に関する議事を進め、それに対して各々の妥当性について学識者が意見を述べる流れ**(昨年度は無かったものの覆る場合が当然ありうる)。また、講演も依頼している。

■平成27年度山形県庁診断会議(合同意見聴取)の開催

★成果

- ・判定基準の統一 ⇒ 点検・診断結果の正確性の向上
- ・学識者意見聴取に新たに「産」「官」が参加
⇒ 地域の技術力の底上げ

■月日・場所: H28.2.26(金) 山形県庁講堂

■参 加 者: 51名 (★: H27より新たに参加)

産 (コンサル)	県内企業 9社 16名 ★
	県外企業 6社 14名 ★
学	東北大学インフラマネジメント研究センター 3名
官	総合支庁担当者(道路管理者) 14名 ★ 県庁担当(事務局) 4名

- 内 容 : 1)診断結果の報告
- 2)久田教授講演「計画策定後の『次の一手』」
- 3)診断結果におけるディスカッション

判定区分Ⅲ(早期措置)の事例、判断が割れた事例 →情報共有



:県庁診断会議の実施状況

- 岐阜県では、H27年度現地点検講習会をH27年9～10月にかけて行った際に、アンケートを実施。
 - アンケートにおいて、『補修工法についても指導してほしい』『橋梁修繕箇所があれば施工の様子を見てみたい』との意見があったことから、**地公体のニーズによる講習会を実施。**

橋梁補修研修会

○日 時：平成27年11月17日(火) 14:30~15:15

○場所：高山市冬頭町 国道41号 宮川大橋

○参加者：高山市役所：4名、飛騨市役所：5名、下呂市役所：2名、岐阜県高山土木事務所：2名、岐阜県古川土木事務所：3名、岐阜県下呂土木事務所：1名、中部地整道路部道路管理課：3名、高山国道事務所：5名 計25名

○その他：現地講習に先立ち、13:15~14:20 岐阜県飛騨総合庁舎2F中会議室にて座学を実施



座学の状況



現地講習の状況

岐阜新聞に掲載
【H27.11.18朝刊(地方面27面)】

岐阜国道事務所 管理第二課 TEL058-271-9818

○岩手県道路メンテナンス事務局では、一般の方を対象に、河川を散策しながら老朽化する橋の現状や「岩手県道路メンテナンス会議」の取組みを、広く一般に知っていただくために見学会を開催

あるべき姿を未来に残すために。

中津川の橋をめぐる 散策見学会

盛岡市中心部、歴史のある「上の橋」など中津川に架かる橋の見学会を開催します。下の橋から上の橋まで川畔を散策しながら、橋の変遷と現状を説明し、点検ハンマーで橋を叩くなどの点検疑似体験や、点検車試乗を予定しています。盛岡三橋（上の橋、中の橋、下の橋）の歴史については、盛岡市教育委員会からご紹介いただきます。

かつて橋の建設をされた人々に想いをはせながら、いまある橋の傷みなどをみていただき、橋の老朽化を考える機会として企画したものです。

● 時 间：午前 9 時～12 時まで

● 集合場所：もりおか歴史文化館 正面口
※午前 8 時 45 分までにお集まりください。
※開会式場所は上の観覧車バスタ用駐車場になります。

● 定 員：申し込み先着順 30 名
※定員になり次第、締め切りいたします。
※小学生以下は保護者同伴でお願いします。

● 注意事項
①上の橋から下の橋の間は、中津川畔を歩いて移動します。
金沢でわよそ 1.5km の道のりにセリりますので歩きやすい服装で参加お願いします。
②小雨決行、晴天の場合は前日橋點検済の上、中止をします。
③参加の際、備蓄保障に加入致します。手数料及び費用負担は、事務局が対応致します。
④車でお越しの方は、近隣の一般駐車場等をご利用下さい。

● 参加無料

● 開催日：2016年11月20日(日)

● お申し込みは裏面をご覧ください ▶▶▶

主催：岩手県道路メンテナンス会議
協成建設株式会社(岩手河川国道事務所・三陸地震復興技術・岩手県内3市町村・東日本震災復興株式会社東北支社)
力石盛岡市教育委員会

お問い合わせ(事務局) 国土交通省 岩手河川国道事務所 道路管理第二課 【電話 019-624-3185】

岩手河川国道事務所 道路管理第二課 TEL019-624-3185



盛岡市中心部を流れる「中津川」に架かる橋を散策する「中津川の橋をめぐる散策見学会」が11月20日、開催される。

主催は岩手県内の道路管理者で構成する「岩手県道路メンテナンス会議」。老朽化が進む道路施設の現状と対策について、広く知ってもらう機会をつくろうと一般向けに企画した。2014年には「浅岸橋」、2015年は「落合トンネル」の見学会を行い、今年で3回目となる。

当日は「盛岡歴史文化館」（盛岡市内丸）で、下の橋・中の橋・上の橋の「盛岡三橋」の歴史と橋の老朽化と対策について解説。その後、下の橋をスタートし、川沿いを散策しながら畠沙門橋・中の橋・与の字橋・上の橋の5つの橋を見学する。途中、点検ハンマーを使って橋をたたく橋梁疑似点検体験や、点検車両の乗車体験も予定している。

岩手県河川国道事務所の担当者は「皆さんのが何気なく利用している橋の構造や、現在の状態などをじっくり見たり、自分の手で点検してみたりといった機会はあまりないと思う。歴史好きの人にも楽しんでもらえる見学会。橋の老朽化について身近なところから考えるきっかけにもらいたい」と参加を呼び掛ける。開催時間は9時～。参加無料。申し込みはファックス、メール、電話で受け付ける。定員は30人。申し込み締切りは今月15日。

平成28年11月11日「みんなの経済新聞ネットワーク(盛岡経済新聞)」より

道路メンテナンスに関する地公体アンケート結果

(次年度、本格的なアンケート調査に向けて事前アンケート実施)

資料 9

関東技術事務所では、地方公共団体の道路メンテナンスに関する多様なニーズを把握し、道路管理の効率化と道路メンテナンス会議の更なる充実を図るため、平成28年10月～12月にかけて首都圏の12地方公共団体に対し、道路メンテナンスに関するアンケートを実施。

本アンケートは次年度に予定している関東地方整備局管内の主な地方公共団体アンケートのプレサーベイ(事前調査)として行われたもの。

<抽出地公体>

- ・東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県内の計8市3町1村(人口数、点検率、都市部・地方部、一括発注、直営点検等を考慮し抽出)

<調査内容>

- ・事業実施の課題
- ・予算確保
- ・修繕工事の課題
- ・更新費用や維持費の増大により予想される事項
- ・点検要領の改善要望
- ・道路メンテナンス会議で取り組むべきこと

<調査結果の活用>

- ・道路メンテナンス会議の充実(協議事項、情報提供内容、技術支援、研修、講習会、講演会等のあり方)
- ・道路メンテナンスに関わる関東地方整備局、都県での施策検討資料として活用

))) アンケート結果概要 ((

<①事業実施の課題>

- 1) 工事だけでなくいろいろな仕事があり、マンパワーが不足。
- 2) 点検業務・橋の修繕工事について職員に知識が無い。
- 3) コンサルタントの成果が適正か否か判らない。
(例:点検診断結果)
- 4) 予算不足のため利用頻度が少ない橋の撤去を検討したが、撤去の方が予算が懸かる。
- 5) 交付金の内示率は点検が約90%、修繕工事は65%程度の配分。

<②予算確保>

- 1) 交付金は新設や舗装修繕などでは、要求額の6割程度の査定。財政部局は事業費を査定に合わせて圧縮する。

<③修繕工事の課題>

- 1) 小規模な橋梁、スケールメリットが無い橋の積算方法に困っている。
- 2) 補修工法が何案かあったが、どれが良いのか判らない。

<④更新費用や維持費の増大により予想される事項>

- 1) 草刈り等のサービスの低下
- 2) 施設の統廃合は難しい。迂回路も遠かったり、無いところもある

<⑤点検要領の改善要望>

- 1) 橋梁の規模及び重要度により点検頻度を少なくしても良いのではないか。
- 2) 5年に1度の点検は多すぎる気がする。都市部の通行量の多いところと町では差がある。
- 3) 基準があるので財政当局に予算要求の説明がし易いが、すべて近接目視というのは財政的に厳しい。
- 4) 橋長の短いボックスカルバートは点検要領から除いても良いと思う。

<⑥道路メンテナンス会議で取り組むべきこと>

- 1) 講習会、研修会の定期的な開催。
- 2) 講習会の時期、内容を色々なパターンでやってほしい。
- 3) 点検や診断に際して、国、県等の技術職員をアドバイザーとして派遣してほしい。
- 4) 小規模な工事での足場の考え方や工事の歩掛、補修工法の選定などに対応した基準書がほしい。
- 5) 交付金の配当を満額交付、積算基準の整備をお願いしたい。
- 6) 跨線橋の協議調整。

地公体アンケート結果<①事業実施の課題>

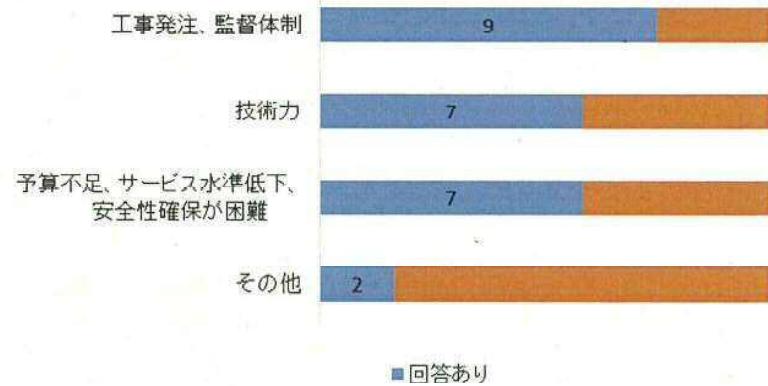
体制、技術力、予算不足、サービス低下、安全性に不安を抱える地方公共団体が多い

地公体からの主な回答

【設問】

長寿命化修繕計画に基づき改築及び修繕が予想されます。
これらの事業実施にあたり想定される課題は何ですか。
(複数回答)

事業実施の課題



※) 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県内の8市3町1村、
合計12市町村のとりまとめ

<工事発注、監督体制>

- 1) 工事だけでなくいろいろな仕事があり、マンパワーが不足。
- 2) 工事の監督体制は問題ないが、過去の新設工事経験者は退職。
民間経験者の中途採用も募集しているが、募集枠を満たす人員が集まらない。

<技術力>

- 1) 発注、修繕に精通した技術者がいない。
- 2) 点検業務・橋の修繕工事について職員に知識が無い。県土整備事務所に出向した職員がいるのみ、職員も少なく技術力が不足している。
- 3) 橋の建設、修繕の経験がない。
- 4) 新しい橋を架けた例はあり、直営点検も土木の経験者がいたので出来たが、経験者は退職。
- 5) 土木の色々な分野を担当している中で急に橋梁関係がクローズアップされてきたので戸惑っている。橋梁の知識がない。構造物を市のレベルで管理したことがない。クラックの原因追及ができない。技術力不足に加えて異動があり、専門的な人がいない。
- 6) 橋梁に携わった人がいないので、判定が出てもどのように対応したら良いか判らない。
- 7) 橋梁に詳しくない、コンサルタントの成果が適正か否か判らない。

<予算>

- 1) 予算不足のため利用頻度が少ない橋の撤去を検討したが、撤去の方が予算が懸かる。
- 2) 交付金の内示率は点検が約90%、修繕工事は65%程度の配分。

<その他>

- 1) 鉄道会社が跨線橋の修繕工事を市で施工してほしいと言われ苦慮。

注: 内容は聞き取りしたものを一部意訳

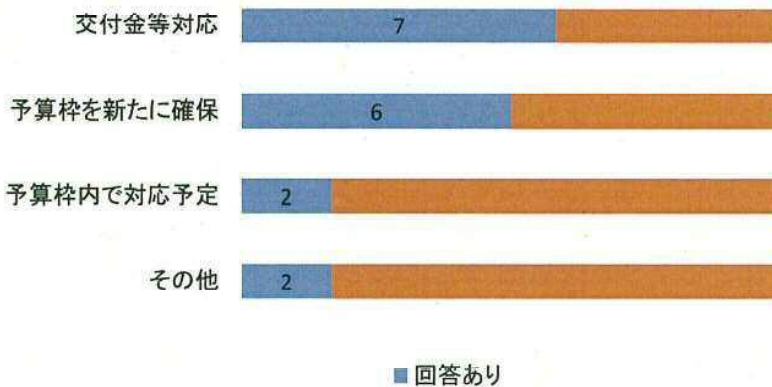
地公体アンケート結果〈②予算確保〉

交付金等対応にせざるを得ないほか、予算枠の新設による予算確保を目指しているが、交付金は査定があり要求額に満たないケースが多い

【設問】

道路施設点検により新たに改築・修繕が生じた場合の予算確保は、どのようにお考えですか。
(複数回答可)

予算確保



※) 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県内の8市3町1村、
合計12市町村のとりまとめ

地公体からの主な回答

<交付金対応>

- 1) 財政当局も交付金が付くなら、いくらでも積んで良いと言うことではない。
- 2) メンテナンスに関する交付金は8割ぐらいの交付率である。
- 3) 交付金は新設や舗装修繕などでは、要求額の6割程度の査定。財政部局は事業費を査定に合わせて圧縮する。

<予算枠を新たに確保>

- 1) 補修・修繕の枠を新たに確保している。今年度は耐震補強、設計、点検を実施している。
- 2) 総合計画で予算の枠取りを考えている。29年度から5カ年計画を策定予定。メンテナンスに関する議会・首長の理解はある。

<予算枠内で対応予定>

- 1) 財政当局は道路新設よりメンテナンスにシフトすることは理解。点検が法令化された事も大きい。
- 2) 予算枠は橋梁で確保している。必要に応じ別枠で取ってある。点検予算は要望している。
- 3) これまでの予算枠を死守していきたい。財政部局には色々な資料を作成して説明している。新設と異なり、費用の必要性を理解して頂けない。新たな機能を生まない。
- 4) 土木の補修費は減少。
- 5) 交付金は要望額の50%程度の査定。
- 6) 長寿命化の発想は判るが、現実的には難しい。対症療法的にならざるを得ない。
- 7) 直営部分を増やしたいが、人員が少ない。

<その他>

- 1) 起債の充当は29年度から予定。
- 2) 予算が福祉や教育に重点的に配分されている。点検は何とかなっても工事になるとつらい。

注:内容は聞き取りしたものを一部意訳

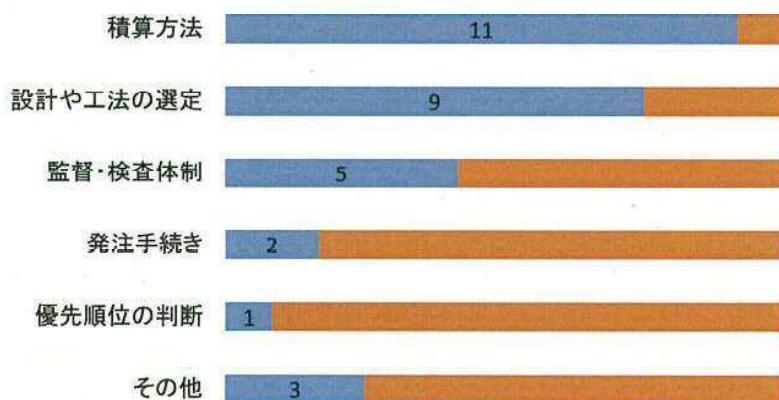
地公体アンケート結果<③修繕工事の課題>

積算方法、設計や工法の選定、監督・検査体制に関する経験・蓄積が少ない地方公共団体が多い

【設問】

橋梁等の補修や修繕工事を実施するにあたって課題は何ですか。
(複数回答可)

修繕工事の課題



■回答あり

地公体からの主な回答

<積算方法>

- 1)各コンサルタントにより数量の算出の仕方が異なる。埼玉県の積算システムに乗らない。自分で歩掛かりをつくるなど大変な作業
- 2)補修工事積算に必要な歩掛かりが足りない。見積もりを取る際の事務負担が大きい。NETISの補修見積もりの取り方に苦慮。
- 3)小規模な橋梁、スケールメリットが無い橋の積算方法に困っている。0.5平米の橋梁補修に数十万円の足場代がかかるケース等。

<設計や工法選定>

- 1)補修工法が何案かあったが、どれが良いのか判らない。
- 2)補修設計や工法選定に苦労している。経験者がいない、炭素繊維による補修など1層でやるのか2層でやるのか判断できない。小規模な補修工事の見積もりを施工業者は無料では出してくれない。技術センターに依頼すると有料。
- 3)市内業者は補修の技術力が低い。専門業者に再委託。見積もりを市内業者は出せない。

<監督・検査体制>

- 1)品質管理、出来高管理基準について、国交省での情報を公開してほしい。

注:内容は聞き取りしたものをお部意訳

※) 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県内の8市3町1村、
合計12市町村のとりまとめ

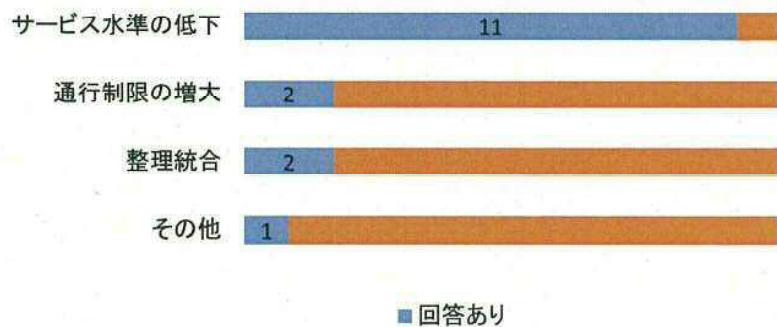
地公体アンケート結果<④更新費用や維持費の増大により予想される事項>

サービス水準の低下を懸念している地方公共団体が多い

【設問】

更新費用や維持費の増大が予想される中、限られた予算で道路施設を管理するにあたり予想される事項についてお答えください。
(複数回答可)

更新費用や維持費の増大 により予想される事項



地公体からの主な回答

<サービス水準の低下>

- 1) 従前に比較してサービス水準を下げたものはないが、今後出てくる可能性はある。
- 2) 樹木の剪定等は財政を圧迫しているかもしれない。
- 3) 草刈り等のサービス低下。
- 4) 要望内容、時期を先送りする傾向にある。
- 5) 剪定や防除は回数を減らしている。
- 6) 利用者サービスの低下では無いが、定期巡回を委託していたが、職員が行うようにした結果的にパトロールを減らしたことにより、管理瑕疵が増加した。
- 7) 予算で財政的に我慢している点は、伐採等。

<整理統合>

- 1) 施設の統廃合は難しい。迂回路も遠かったり、無いところもある。
- 2) 高速道路の跨道橋が並列しており、統合できないか検討。
- 3) 高速道路の跨道橋を整理統合する可能性はある。利用者が少ないところを統合し維持費の縮減を図りたい。撤去費の方が高くつく可能性あり。
- 4) 利用者がいない施設は手放す方向、163橋のうち使っていない橋がいくつかある。閉塞道、吊り橋木橋等。
- 5) 利用頻度が少ない跨線橋を廃止したいが、撤去費用が膨大で管理していく方が安い事も想定。

<その他>

- 1) まともにやると橋梁の補修工事に費用を取られてしまう。

※) 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県内の8市3町1村、
合計12市町村のとりまとめ

注: 内容は聞き取りしたものをお部意訳

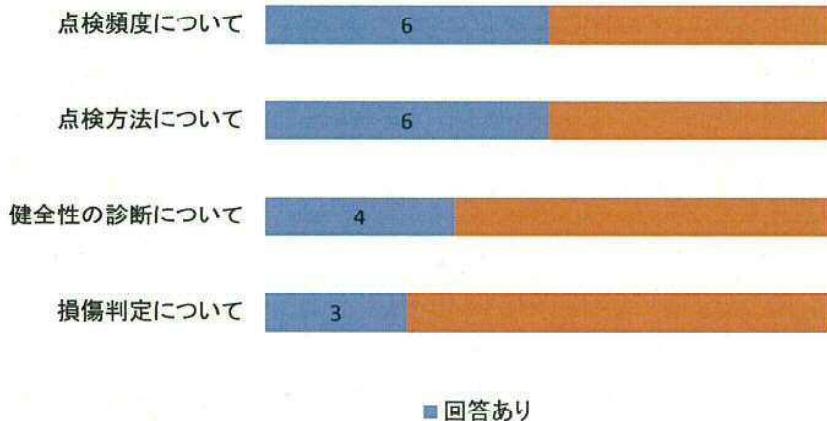
地公体アンケート結果<⑤点検要領の改善要望>

小規模橋梁の点検頻度、点検方法の見直しについての発言が多い

【設問】

橋梁点検要領に対して改善を要望する点はありますか。

点検要領の改善要望



※) 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県内の8市3町1村、
合計12市町村のとりまとめ

地公体からの主な回答

<点検頻度>

- 1) 点検頻度は橋梁の形式、規模及び重要度により点検頻度を少なくしても良いのではないか。
- 2) 小規模な橋は5年に一回必要かは疑問、重要度に応じた判断が必要。
- 3) 5年に1度の点検は多すぎる気がする。都市部の通行量の多いところと町では差がある。
- 4) 点検頻度は人道橋で前回点検結果がⅠ、Ⅱ判定は5年点検を10年に伸ばしても良いと思う。
- 5) 点検頻度を損傷程度により7年、10年毎にする検討を要望。

<点検方法>

- 1) 近接目視の見直し。
- 2) 基準があるので財政当局に予算要求の説明がし易いが、すべて近接目視というのは財政的に厳しい。
- 3) トンネルの点検要領ではクラックは全てスケッチ、橋梁は代表的な部分をスケッチとなっており、数量が把握できない。

<健全性の診断>

- 1) 地公体向けの道路橋定期点検要領は損傷原因、診断について判断できない。直轄版を活用すべき。
- 2) 点検は直轄版でやっているが、まとめは簡易版であり、簡易版のみでは判断できない。

<損傷判定>

- 1) 橋長の短いボックスカルバートは点検要領から除いても良いと思う。
- 2) 国や県の管理する橋梁は大型車通行による劣化。生活道路は材料の劣化であり管理レベルは異なるべき。

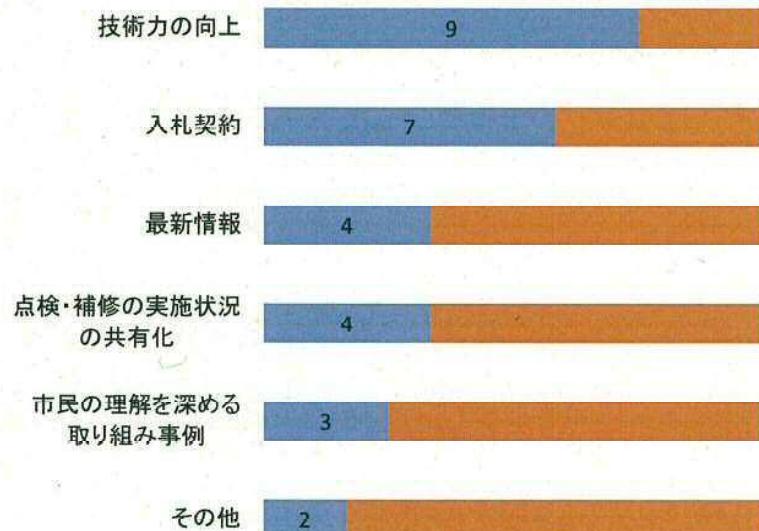
注: 内容は聞き取りしたものを一部意訳

地公体アンケート結果〈⑥道路メンテナンス会議で取り組むべきこと〉

技術力の向上、入札契約に関する要望が多い

【設問】
道路メンテナンス会議で今後取り組むべきことは何ですか。

道路メンテナンス会議で取り組むべきこと



地公体からの主な回答

<技術力向上>

- 1) 講習会、研修会の定期的な開催。
- 2) 小規模なものを対象にした補修工事の研修をしてほしい。
- 3) 講習会の時期、内容を色々なパターンでやってほしい。一度逃したら受けられない。1年間通じて毎月開催し、年間通じて受けられるとか。
- 4) 技術職員をアドバイザーとして派遣してほしい。
- 5) 小規模な工事での足場の考え方や工事の歩掛かり、補修工法の選定などに対応した基準書がほしい。

<新技術>

- 1) 点検方法の無人化、ドローンの活用など。跨線橋は1橋1000万円程度かかる。新たな技術開発が必要。

<その他>

- 1) 交付金の配当を満額交付、積算基準の整備をお願いしたい。
- 2) 交付金の満額配分。
- 3) 跨線橋の協議調整。

注: 内容は聞き取りしたものをお意訳

※) 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県内の8市3町1村、
合計12市町村のとりまとめ